

## 【市長指示事項】

令和4年1月26日

昨日1月25日に、国は、新たに島根県を含む18の道府県について、新型コロナウイルス感染症に関する「まん延防止等重点措置」の適用を決定しました。

それを受けて、同日、島根県は対策本部会議（第61回）を開催し、移動の自粛や飲食店の営業時間短縮要請など、まん延防止の方針を決定されています。

先程説明があった通り、本市もその方針に則って、まん延防止のための取り組みを実施してまいります。

今回、本市が「まん延防止等重点措置」の対象となったことも踏まえて、市職員には次の3点について指示します。

- ① **【市民サービス提供の継続】**先般、市役所本庁舎に勤務する職員に陽性が確認された際には、事業継続計画に基づいて、市民の皆様へのサービス提供が滞ることのないよう対応できたものと考えています。今後も不測の事態に備えて、各部局において事業継続計画を改めて確認し、通常通り市民の皆様に必要なサービスが提供できるよう心掛けてください。
- ② **【市民の皆様への情報提供】**「まん延防止等重点措置」に伴う、施設の休館やイベントの中止などの情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する日々の情報について、ホームページなどを活用し、市民の皆様幅広く速やかに周知するよう努めてください。

- ③ 【感染予防対策の徹底】本市の最近の感染状況を見ると、家庭内での感染も多く確認されています。職員の皆様自身に加えて、家族の健康管理にも留意して、体調に不安のある場合には、速やかに医療機関を受診するなどしてください。

最後に、市民の皆様には、今回の措置の適用期間である、明日1月27日から2月20日までの間、様々なご不便をおかけすることがあるかと思いますが、マスクの着用や「3密」の回避など、基本的な感染予防対策を引き続き徹底していただきまして、この期間中に感染の終息が見通せる状況になるよう、一緒に取り組んでまいりましょう。

ご協力のほど、よろしく願いいたします。